

納期限は5月31日(水)

軽自動車税・自動車税

軽自動車税

軽自動車税は毎年4月1日現在で、町に登録されている所有者などに課税されます。5月中旬に送付される納税通知書で、納期限までに納めてください。

▼納期限 5月31日(水)

納税場所

県内の指定金融機関、郵便局、役場、コンビニエンスストア

問合せ先

財務課 税務室
☎26・2237(直通)

軽自動車税

どちらも

自動車税

口座振替納税を利用する場合、5月31日(水)が引落日となります。前営業日までに預金残高を必ず確認してください。

軽自動車税

口座振替納税の納税証明書は6月中旬に送付します。それ以前に必要な場合は税務室まで問合せください。

自動車税

自動車税は、毎年4月1日現在で運輸支局に登録されている自動車の所有者に課税される県税です。5月上旬に自動車税事務所から送付される納税通知書で、納期限までに納めてください。

▼納期限 5月31日(水)

納税場所

県内の金融機関、郵便局、自動車税事務所、行政県税事務所、コンビニエンスストア、「PAY EASY(ペイジー)」対応のインターネットバンキング・モバイルバンキング・ATM

問合せ先

渋川行政県税事務所
☎22・4050
群馬県自動車税事務所
☎027・263・4343



軽自動車税の減免申請

5月24日(水)まで

体や精神に障がいを持つ人は、申請すると軽自動車税が免除になることがあります。※1台限り。

※自動車税と軽自動車税の減免を重複して受けることはできません。

▼受付期間 5月11日(水)～24日(水)

▼必要なもの

- 平成29年度吉岡町軽自動車税納税通知書兼領収書
- 身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか(精神障害者保健福祉手帳の場合、

自立支援医療受給者証も必要) 減免を受けようとする軽自動車などを運転する人の運転免許証

□軽自動車検査証

□印鑑(朱肉を使うもの)

□納税義務者のマイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバー通知カード(個人番号通知カード)+顔写真付き身分証明書(運転免許証など)

▼申請・問合せ先

財務課 税務室
☎26・2237(直通)

ごみの減量にご協力をお願いします

▼問合せ先
町民生活課 生活環境室
☎26・2243(直通)

家庭から出される燃えるごみの約半分を生ごみが占めており、生ごみの大半は水分があるとされています。

生ごみの水切り効果

- ◆ごみが軽くなり、ごみ出しが楽になります。
- ◆生ごみから漏れる汚水によるごみ収集場所での悪臭や、カラスによる被害などが少なくなります。

水切り方法

- 野菜は洗う前に使わない部分を切り落とし、生ごみを濡らさないようにしましょう。
- 三角コーナーに生ごみを溜め、十分に水を切ってからごみ袋に入れましょう。
- 排水口に溜まった生ごみも、十分に水を切りましょう。
- 水分を多く含んでいて絞りにくい果物やスイカの皮などは天日干しをすることで、かなりの水分がなくなります。

今月の納税

軽自動車税……………全期

納期限5月31日※

コンビニエンスストアでも納付できます。
また、便利で確実な口座振替も
ご利用ください。

吉岡町民生委員児童委員協議会委員名簿 (敬称略) 平成29年4月1日現在

委員名	担当区域	委員名	担当区域
渡邊 久子	上小倉・下小倉上	今井久美子	大久保大下
中島 眞一	下小倉中・下	本多はるみ	大久保下中町・下町2区
下田 範子	上野田小井堤	東谷 孝雄☆	大久保下町1区
齊木 悦子	上野田上町・下町	田中 静枝	大久保中町・上町・田端
森田きよ子	上野田原沢町・森田町	田中 幸一	大久保三津屋1区・2区
石田 美由紀	上野原東部・西部	後藤まり子	大久保三津屋3区・4区・町営住宅
岩田 育三	上野原南部・塔の辻	小澤 博之	大久保溝祭南部一区
近藤みち江	下野田原・宮下	竹内 禮子	大久保溝祭南部二区・三区
柴崎 修孝	下野田中部・北部下南	小池 理久〇	大久保溝祭中部
大谷 孝	下野田北部下北西・下北東	阿久澤伊野江	大久保溝祭北部
坂田 須美江	下野田北部上南・上北	金井 量平	大久保駒寄
馬場 敦子☆	北下北部	飯塚 京子	大久保駒寄台
吉沢眞由美	北下西部・南部	飯塚 政子	漆原瀬来
大井 哲雄	北下東部	木暮 秀武	漆原根古屋
富岡 栄一	南下木戸・大藪	栗原 榮〇	漆原内手・諏訪
近藤 忍	南下下八幡	長塩 正明〇	漆原大町・万蔵寺
松岡 完次	陣場	重倉 洋子	漆原両原・新田

◎会長 ○副会長 ☆主任児童委員

ご存じですか

まちの民生委員・児童委員

町には民生委員・児童委員
32人と主任児童委員2人が、
厚生労働大臣から委嘱されて
います。

地域の人たちが住み慣れた
町で安心して暮らすことがで
きるよう生活上の相談に応

じ、関係機関と連携し適切な
サービスにつなげていく活動
を行っています。

▼問合せ先

町民生委員児童委員協議会事
務局(社会福祉協議会)
☎54・3930

情報メールで安心安全をサポート

よしおかほっとメール

町からの情報(災害情報な
ど)を、お手持ちのスマホや
携帯電話、パソコンにメール
配信します。

メールアドレスを登録すれ
ば、どなたでも受信できま
す。登録は無料です。ぜひご
利用ください。

▼よしおかほっとメールで配
信される情報

災害・緊急情報

・災害・国民保護情報や避難
情報など

気象情報

・気象庁が発令する特別警
報・気象情報の発令、解除
など

・震度3以上の地震情報

防犯・見守り情報

・群馬県警と渋川警察署が配
信する「上州くん安全・安
心メール」のうち、事件発
生などの防犯情報、行方不
明者情報を自動転送

火災情報

・火災発生、鎮火

よしおかほっとニュース

・町からのお知らせ

登録は **こちらから** パソコンの人は URL <https://service.sugumail.com/yoshioka/member/>



操作や登録で分からないことは
コールセンター
☎0570・055・783 へ
平日 午前9時～午後5時

※登録やメールの受信におけ
るパケット通信料は登録者の
負担になります。

▼問合せ先

町民生生活課 生活環境室
☎26・2243(直通)

テーマは「まち自慢」吉岡町の魅力再発見」 吉岡町「まち自慢」フォトコンテスト



自然、名所などの風景や各種イベント、日常の何気ない一枚など「まちの魅力」を表現した写真を募集します。

▼期間

応募 平成30年1月31日必着

審査 平成30年2月予定

▼応募資格 アマチュアの人（住所は問いません）。

▼作品の要件

●平成27年1月以降に応募者本人が町内で撮影した未発表の自作品（1人1点まで）。

●カラープリント（単写真のみ可、組み写真は不可）の六つ切りまたはA4サイズ。

▼応募方法 規定の応募票を作品裏面に貼付し、郵送または政策室へ持参してください。

▼各賞

最優秀賞1点／賞状、副賞（5千円程度の地域特産品を予定）

優秀賞2点／賞状、副賞（3千円程度の地域特産品を予定）

入賞5点／賞状、副賞（千五百円程度の地域特産品を予定）

佳作10点（予定）／賞状

●応募者全員に、参加賞の進呈を検討しています。

▼審査

主催者が選定した審査委員により、審査を行います（審査結果の問合せや異議申立ては、原則受けません）。

▼審査結果の発表

受賞者に直接通知するとともに、広報および町ホームページに掲載します。

▼応募上の注意

●作品の返却を希望する人は、宛先を記入し切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

●提供された個人情報、本コンテストのために必要な範囲でのみ使用します（受賞発表などの際には、応募者の氏名や住所地の大字名を明示する場合があります）。

●受賞作品は、データやネガ・ポジを提出してください。また、受賞作品以外でも提供を求める場合があります。

●詳細は町ホームページまたは政策室窓口で配布している実施要領をご覧ください。

▼問合せ先

総務政策課 政策室
☎26・2241（直通）

ご協力をお願いします

工業統計調査

1年間の生産活動に伴う製造品の出荷額、原材料使用額などを調査し、製造業の実態を明らかにすることを目的に実施されます。

▼調査期日 6月1日現在

※12月31日調査期日から変更となりました。

▼調査対象

従業者4人以上のすべての製造業事業所

▼調査方法

知事から委嘱された調査員が直接事業所を訪問し、調査票記入のお願いに伺います。その後、記入済みの調査票を

青少年育成推進員

今年度から平成31年度までを任期とする、新しい青少年育成推進員が決まりました。県が町の人口増加を考慮して、大久保寺上自治会と駒寄自治会に1人ずつの増員を認めたことで、総勢21人によるスタートとなりました。よろしくお願ひします。



政府統計

地域	氏名	地域	氏名
小倉	大木 秀彦	大久保寺下	高橋 正通
上野田	小見 孝幸	大久保寺上	山口 猛男
	奈良 俊純		唐澤 貞雄
上野原	高田 勤一	溝 祭	吉田 節子
下野田	神宮 文江		高橋 昌彦
	世古しのぶ	牧野 孝俊	
北下	境原 光男	駒 寄	田子 孝子
	竹内 忠義		山本 武夫
南下	岸 正雄	漆原西	石倉 一守
	吉田 充	漆原東	松岡 一明
陣場	萩原 拓郎		

（敬称略）



▼問合せ先

総務政策課 政策室
☎26・2241（直通）

※正確な記入をお願いします。

※提出された調査票の内容の秘密は厳守され、統計作成の目的以外には一切使用されません。

参加者募集

大樹町「夏休み体験学習」

町教育委員会では、夏休み期間中に友好都市である北海道大樹町で、自然体験・社会体験・宿泊体験に参加できる児童を募集します。

町内在住で、明治・駒寄小学校に在学中の5年生男女
※その他要件があります。

▼参加資格

町内在住で、明治・駒寄小学校に在学中の5年生男女
※その他要件があります。

▼募集人員 30人

▼期日

8月19日①～22日②(泊4日)

※詳細は、学校から配布された募集チラシをご覧ください。

▼問合せ先

教育委員会事務局 生涯学習室
☎54・1054(直通)



学校で働きませんか？

学校公仕の募集

▼応募要件

65歳以下の健康で明るい人

▼業務内容 小学校公仕

▼勤務時間 月々金曜日の午前7時30分～午後2時、または午前11時30分～午後6時

(実勤務時間6時間以内で学校の運用による)

▼賃金 時給950円

▼雇用期間

5月～平成30年3月末

▼提出物

□吉岡町臨時職員登録申請書
□自動車運転免許証の写し

臨時職員登録申請書(町指定様式)は、庶務行政室窓口で受取るか、町ホームページからダウンロードができます。

▼受付 学校教育室窓口で開庁時間内(午前8時30分～午後5時15分。土・日・祝日を除く)

▼募集期間 1人の採用が決定次第終了

▼問合せ先 教育委員会事務局 学校教育室

☎26・2286(直通)

女性視点のまちづくり

ワークショップメンバー募集

町では、今後のまちづくりの重要な課題である「子育て環境や安全安心な地域づくり」などの検討にあたり、女性ならではの視点が重要であると考えています。

そのため、女性限定のワークショップを開催し、メンバーを募集します。

▼募集人数 先着20人

▼対象 町内に在住・在勤の女性(高校生以上)

▼開催時期

6月～9月(予定)

▼開催回数 3回程度(開催日時は、募集結果で調整)

▼申込方法

申込書に記入し提出(郵送・メール・FAX可)。申込書は都市建設室窓口、または町ホームページからダウンロードできます。

▼締切り 5月31日(水)必着

▼申込み・問合せ先

〒370-1369 2
吉岡町下野田560番地
産業建設課 都市建設室

☎26・2278(直通)

✉toshiken@town.yoshioka.gunma.jp

有効期限は8月31日(木)まで

リバーピア吉岡特別無料招待券

町では、町民の皆さまの健康増進並びに地域の振興および交流を図るため、よしおか温泉「リバーピア吉岡」の町民特別無料招待券を進呈します。

招待券は、広報よしおか5月号に挟み込んで配布されています。



▼問合せ先

財務課 財政室
☎26・2236(直通)



臨時職員の登録を受付けています

町では、役場臨時職員の採用に関して、登録者を受付けています。登録後、欠員などが生じた場合に、面接などを行い採用となります。

なお、採用する人員枠が限られていますので、登録しても試験案内ができない場合があります。ご了承ください。

詳しくは町ホームページをご覧ください。

http://www.town.yoshioka.gunma.jp/chousei/saiyo/rinji_syokuin_h28.html

▶ 問合せ先 総務政策課 庶務行政室 ☎26-2240(直通)

木造住宅耐震診断者派遣事業

もしもの時に備えて 自宅の耐震診断



木造住宅の地震に弱い部分や倒壊の可能性の有無について、耐震診断を希望する人に耐震診断者(一般社団法人群馬県建築士事務所協会)に登録された木造住宅耐震診断調査資格者を派遣します。

耐震診断費は無料ですが、診断者の交通費千円などは自己負担となります。

該当建築物(貸家を除く)を所有し、居住している人で、町税の滞納がないことが条件です。

▼該当する建物

①昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅または併用住宅で住宅部分の床面積が1/2以上のもの

②平屋建て・2階建てのもの

③在来軸組構造によるもの

▼募集戸数 3戸

※先着順、定数になり次第締切

▼受付申込締切

平成30年1月31日(水)まで

※診断日程は申込みの翌月調整

▼申込方法

都市建設室窓口で事前相談後、申請書と必要書類を提出。事前相談の際に、建築物が派遣事業の対象かどうかを確認します。

※住宅の建築年や構造を調べておいてください。申請書は都市建設室窓口で配布、または町ホームページからダウンロードができます。

▼必要書類

①木造住宅耐震診断者派遣申請書(※印鑑が必要)

②居住していることが証明できるもの(保険証・運転免許証などの写し)

③町税の完納証明書

④対象住宅の固定資産税評価額証明書

⑤建築確認書・案内図・現況写真(2面以上)

※③④は、証明手数料が各300円。⑤建築確認書がない場合、調査用図面作成費用として、別途1万円がかかります。

▼問合せ先

産業建設課 都市建設室

☎26・2278(直通)

保守点検・清掃・法定検査など

浄化槽の維持管理を忘れずに



浄化槽の維持管理は、保守点検・清掃・法定検査に分かれ、浄化槽法でそれぞれ定期的に実施することが義務付けられています。

保守点検

機械の点検・補修や消毒剤の補給など。家庭用の小型浄化槽では4カ月に1回以上行うよう定められています。保守点検は知事の登録を受けた登録業者に委託してください。

清掃

浄化槽内にたまった汚泥などを抜きとる作業。これらがたまりすぎると浄化槽の機能に支障をきたし、処理が不十分になったり、悪臭の原因になったりします。

毎年1回(全ばつ気型の浄化槽は年2回)の実施が義務付けられています。市町村長の許可を受けた浄化槽清掃業者が行うことになっています。許可業者に委託してください。

法定検査

浄化槽法で水質に関する調査を受けなければなりません。浄化槽の使用開始後3カ月を経過した日から5カ月の間(浄化槽法第7条検査)

と、そのあとは毎年1回定期的に検査(11条検査)を受けることが義務付けられています。検査は群馬県環境検査事業団が行いますが、11条検査については、保守点検業者が現場での検査を代行して行える場合があります。(※処理対象人数が50人以下の浄化槽で、指定採水員がいる保守点検業者と保守点検契約をしていること)

▼問合せ先

上下水道課 下水道室

☎26・2284(直通)

▼問合せ先業者(町内登録業者)

▽保守点検

(南)前橋環境管理センター

☎54・7900

(南)北群馬衛生社 ☎54・2768

▽清掃

(南)渋川衛生社 ☎22・0923

(南)関東清掃社 ☎22・0294

(南)北群馬衛生社 ☎54・2768

▼法定検査について

群馬県環境検査事業団

☎027・280・5222

▼浄化槽について

中部環境事務所

☎027・219・2020

図柄入り前橋ナンバー導入を進めます



前橋市と吉岡町で構成する「図柄入り前橋ナンバー導入推進協議会」が3月30日㊦、前橋市役所で開催されました。

2月に行った住民アンケートでは、取り付けたい、図柄によつては取り付けたいなど関心を示す回答が45%となり、関心無しの41%を上回りました。また、シンボルとして思い浮かぶものには、赤城山や利根川などが挙げられました。

この住民アンケート結果や図柄入りとするかは選択制であることを受け、両市町は、来年秋に始まる自動車の「地方版図柄入りナンバープレート」について今後導入を進め、好感的なイメージの定着を図っていくことで一致しました。

▼住民アンケート結果

町ホームページで「地方版図柄入りナンバー」を検索。

図柄デザインの選考委員を公募します

図柄入り前橋ナンバーのデザインの審査を行う選考委員会を設置するために委員を一部募集します。

▼募集人員 2人(吉岡町)

▼任期 委嘱日から平成30年3月31日㊦まで(予定)

▼報償 1回8,700円

▼対象 ①地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない人

②町に住所を有し、平成9年4月1日以前に生まれた人(20歳以上の人)で平日昼間の会議(前橋市役所にて複数回開催予定)に参加できる人

▼申込方法 申込書に必要事

項を記入して政策室へ直接持参 ※申込書は同窓窓口にて配布

▼締切り 5月31日㊦

▼選考方法

書類選考(必要に応じて面接)

▼その他

別途定める公募実施要領による

▼問合せ先

図柄入り前橋ナンバー導入推進協議会事務局(前橋市 政策推進課)

☎027・898・6003 (直通)

吉岡町 総務政策課 政策室
☎26・2241(直通)

「人権擁護委員の日」全国一斉特設人権相談について

群馬県人権擁護委員連合会および前橋地方事務局では、人権擁護委員法が施行された日(昭和24年6月1日)を記念して、「人権擁護委員の日」特設人権相談所」を開設します。

期 6月8日㊦

時 午後1時30分～3時30分

場 老人福祉センター

費 無料

子どもに関すること、家庭内や近所のもめごとなど、人権問題や困りごとで悩んでいる人はお気軽に特設相談所へお越しください。秘密は固く守ります。

なお、特設相談所へお越しになれない人についても、通常どおり前橋地方事務局および各支局で電話相談などを受けておりますので、お気軽にご利用ください。

☎027・221・4466

☎0570・003・110

事業主のみなさまへ「労働保険の年度更新」のお知らせ

労働保険(労災保険および雇用保険)の平成28年度確定保険料を精算するための申告・納付と、平成29年度概算保険料を納付するための申告・納付の手続きは、6月1日㊦から7月10日㊦までの期間に行う必要があります。

年度更新手続きに必要な申告関係書類は、厚生労働省から各事業主へ送付されます。当該書類が手元に届いたら7月10日㊦までに申告・納付手続きを完了してください。

※手続きが遅れると、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金(労働保険料・一般拠出金の10%)を課することがありますのでご注意ください。

☎027・896・4734

または最寄りの各労働基準監督署・各公共職業安定所

安心・安全マーク「TSマーク」を貼りましょう

TSマークは、自転車安全整備店に勤務する整備士が点検整備した、安全な自転車に貼付するマークです。

1年間の賠償保険・傷害保険が付いていて、賠償内容によつて2種類のマークがあります。

安全のため、定期的に点検・整備を受け、TSマークを貼付してもらいましょう。

補償内容など詳細は、日本交通管理技術協会ホームページ(<http://www.tmt.or.jp>)をご覧ください。



青色TSマーク (第一種点検整備済TSマーク)



赤色TSマーク (第二種点検整備済TSマーク)